

浦臼町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少と高齢化の進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るとともに地域力の維持・向上を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき、浦臼町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 地域おこし協力隊は、地域力の維持・向上を図る次に掲げる活動を行う。

- (1) 観光振興に関する支援
- (2) 農林業の振興に関する支援
- (3) 農畜産物等の地域資源活用と販路拡大に関する支援
- (4) 住民の生活に関する支援
- (5) 地域の情報発信に関する支援
- (6) 地域間交流及び移住促進に関する支援
- (7) 地域行事やイベントに関する支援
- (8) その他町長が必要と認めた支援

(任用)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 任用の通知があつてから任用を開始するまでの間に、生活の拠点を3大都市圏その他の都市地域等から浦臼町に移し、住民票を異動させた者（任用の通知を受ける前に既に浦臼町に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等をいう。）は、含まない。）
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域に溶け込む意思のある者

(身分)

第4条 隊員の身分（任用期間を除く。）は、浦臼町定数外職員取扱規則（平成3年規則第3号。以下「規則」という。）に規定する嘱託職員とする。

(任用期間)

第5条 隊員の任用の期間は、1年間以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

- 2 任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長することとする。
- 3 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(賃金等)

第6条 隊員の賃金は、規則に基づく賃金に準ずるものとし、月額200,000円とする。

- 2 隊員が地域協力活動中に生活する住居に関する費用は、町が補助する。ただし、補助額の上限は月額30,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、予算の範囲内において、負担する額を増額することができる。

(勤務条件等)

第7条 隊員の勤務時間、有給休暇、公務災害補償及び健康保険等（以下「勤務条件等」とい

う。)は、規則に基づく勤務条件等に準ずるものとする。

(地域協力活動の経費)

第8条 町長は、第2条に規定する活動に要する経費について、予算の範囲内で支給することができる。

(赴任旅費)

第9条 委嘱に伴う赴任旅費については、浦臼町職員等の旅費に関する条例(平成元年浦臼町条例第23号)第6条第9項の規定により支給する。ただし、支給の上限を50,000円とする。

(秘密を守る義務)

第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力隊の活動等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。